

副本

平成30年(ワ)第17960号 境川金森調節池建設差止請求事件

令和元年(ワ)第13225号 同


原告 高橋 靖昌 外56名

被告 東京都

最終準備書面

令和2年7月20日

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

被告指定代理人 石 澤 泰 彦 

同 中 村 隼 

同 榎 島 拓 哉 

以下、必要な範囲において、補足的に述べる（なお、令和2年3月に実施された原告本人尋問及び証人尋問の調書の該当部分について、それぞれ「原告〇〇・〇頁」「(証人) 〇〇・〇頁」のように略記する。）。

1 計画について

(1) 本件調節池の本来的效果（下流に対する整備効果）

ア 本件調節池の本来的效果（将来的効果）は、調節池より下流に対して、洪水を調節するものである。

すなわち、河道を流下してくる洪水の一部を、調節池の位置で取り込む(洪水をカットする) ことにより河道の水位を下げ、調節池より下流において、流域からの流出を受け入れることができるようにして、下流の溢水を抑止するものである(被告準備書面(1)・11頁(調節池の機能)。甲6の1・図7、図8。甲9の1・図3-1、図3-2。甲10の1・図5。小田中8頁、12頁)。

イ なお、甲6の1・図8及び図9、甲9の1・図2、図3-1及び図3-2の各図で、本件調節池直前(鶴金橋)の最大流量が「 $360\text{ m}^3/\text{s}$ 」とあるのは、河川整備計画の計画値(被告管理区間において、合計貯留量約76万 m^3 の洪水調節池が整備された状態。甲1・25頁)であり、時間降雨量に置き換えれば、目標整備水準である概ね65mm/時の降雨(甲2・34~35頁参照。そのモデルは、被告準備書面(6)・別紙1の波形(ハイレトグラフ 20年確率降雨))で、そのうちの10mm/時の部分を流域対策が担い、5mm/時の部分を上流部の他の調節池が担ったとして(甲6の1・図6、甲9の1・図1-1)、残りの50mm/時相当の流量が、河床掘削を行って本来の流下能力をもたせた河道を溢水することなく流下する想定での数値である(小田中25頁。被告準備書面(6)・5頁)。

(2) 本件調節池の暫定的効果(上流に対する整備効果)

ア 洪水調節池の本来的機能は河道の洪水を取り込んで水位を下げることであるが、その効果の一部を上流側の流量増大に対して振り分けることが可能となることから、上流の河床掘削が可能となり、上流の流下能力を向上させることができる。これにより、調節池の上流においても、暫定的に治水安全度を向上させることができる(小田中12頁)。

イ なお、この調節池の上流に対する整備効果は調節池の下流に対する整備効果と両立するものであり、妙正寺川の上高田調節池など都内で16か所、調節池の上流と下流の河道断面の大きさの違う調節池があり、すでに実績のあ

る方法である（小田中13頁。乙第46号証）。

暫定的な取水量や調節池上流側の河床掘削の断面については、今後、そのときの上流側の調節池の整備状況や、神奈川県の実況なども踏まえて、シミュレーションを行い、総合的に決定していくこととしている（小田中14頁、47～48頁）。

2 工事について

(1) 調節池の維持管理について

原告高橋氏の陳述書及び供述（高橋6頁）中に、（本件調節池が完成した後に、洪水を調節池内に取り入れた際に）流入した水をくみ出すポンプの音（低周波騒音）や、調節池に溜まった汚泥を運び出すダンプカーの通行が周辺環境を悪化させるという趣旨の記述、供述がある。

しかしながら、調節池に流入した水のポンプ排水や流入泥土のダンプトラック搬出作業は、河川が増水し、調節池に水が流入した場合に想定されるものであり、1年を通じて頻繁に行われる作業ではない。

(2) パイプコンベヤ故障時の対応について

土工掘削工において、パイプコンベヤが故障した場合等の土砂搬出は、地域住民に事前周知の上で、ルート①及びルート②を利用して搬出することとしており（被告準備書面(1)20頁）、事業説明会でも同様の説明を行っているところである。

福永22頁では、「故障したときは・・・土砂を出さないかもしれません。」と述べているのは正確ではないことを付言する（乙42・3頁参照）。